

学校いじめ防止等のための基本的な方針

松本市立四賀小学校

一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)第十三条により、四賀小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校の教育目標「花となかまと笑顔の学校」の具現に向け、多様性を認め合い、互いに心を通わせながら学校生活を営むために、いじめ防止対策を基盤に学校経営を推進する。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、児童同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

○児童に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○児童が安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

○いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつ。また、一人で判断せず、「報告・連絡・相談」を大切に、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第二条参照）

(2) いじめの形態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広いいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく

観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。

- ・ 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った児童に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた児童といじめた児童の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と児童の気持ち

いじめ問題を理解するために、児童の育ち、児童を取巻く状況を多方面から探り、児童の気持ちを読み取るようにする。

また、児童は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよくいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことがあることを認識する。

(5) いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 いじめの防止等のための取組

1 本校の「いじめ不登校対策支援委員会」の位置づけ

(1) 構成員

校長 教頭 いじめ対策コーディネーター 生徒指導主事 養護教諭 当該児童担任

＊必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から

＜道徳教育の充実＞

- ・ 年間計画に基づき、指導をすすめる。
- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 児童がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるように工夫する。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うための道徳学習の工夫をする。

＜人権教育の視点に立った授業＞

- ・ 人権教育の研究を推進し、他者の思いに共感する授業、自己有用感や自尊肯定感を育む授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、児童が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 相談窓口の紹介や相談の方法を含む「SOS の出し方に関する教育」を工夫する。

イ 人間関係づくりの視点から

＜互いの違いを認め合う人権週間＞

- ・ 11 月に人権に関する講演会を開く。
- ・ 児童主体のなかよし集会を行う。

＜互いを受容し、認め合う学級活動＞

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 学級合唱、学級レクなど児童が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

＜交流体験活動の充実＞

- ・ 異学年の縦割りグループの活動を充実させ、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったりする。
- ・ 福祉施設との交流活動を行い、人の役に立つ喜びを味わえるようにする。
- ・ 地域と連携した行事や中学校との交流等を通して、生き方にあこがれをもつことができるようにする。

ウ 研修の視点から

- ・ 7月に職員向けに、アセスメントシートを用いた児童理解の研修を行う。
- ・ 児童・職員・保護者向けに情報モラル研修を行う。

エ 関係機関とのネットワークづくり

② いじめの早期発見の取組

ア 児童の実態把握の視点から

＜アンケート調査の活用＞

- ・ 2ヶ月ごとに、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、児童理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童と相談を行ったりする。

＜定期的な教育相談＞

- ・ 半期に一回、相談旬間を実施し、個別に相談の時間を設定する。
- ・ 4月の家庭訪問、10月の保護者懇談の際には、保護者、児童から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞く。
- ・ 相談カードを用いて、時間と相談したい教員を児童が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。カードへの記述を通して、相談に応じる場合もある。

＜日々のコミュニケーション＞

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、児童の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室の対話の中で、児童が心のうちを語る場合もある。保健室における児童の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

＜児童の観察＞

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、児童の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。

＜保護者との連携＞

- ・ 校内相談窓口を設け保護者に周知する。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、学校に相談するよう呼びかける。

＜職員間の連絡＞

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 職員会・連学年会ごとに、児童に関わる情報を共有し、児童理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

＜相談機関の掲示＞

- ・ 年度当初、児童、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
- ・ 相談機関一覧を掲示する。

ウ 学校への評価

- ・ 保護者にアンケートを無記名で行い、学校への意見・要望を集約する。
- ・ 学校運営協議会を実施し、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、児童の様子に関する感想、意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

別表1「いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する取組」の「いじめに対する対応」参照

- 「いじめ不登校対策委員会」が組織的な対応の中心となるように見直す。
一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだす。
- 「全体像の把握(事実確認)」、「いじめられた児童、保護者への支援」、「いじめた児童への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 教育委員会や関係機関(警察、児童相談所等)への報告や連携体制を整えておく。

イ 支援・指導のポイント

＜いじめの発見・通報を受けたときの対応＞

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。
- ・ 関係職員を含む「いじめ不登校対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

＜いじめられた児童へ支援＞

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うなづいて気持ちに寄り添った親身な支援をする。

＜いじめた児童への対応＞

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・ いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

＜いじめを見ていた児童へ＞の対応

- ・ いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

＜保護者との連携＞

- ・ いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係児童の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(4) 関係機関と連携した取組

事案の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得る。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、「児童が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、基本的対応について教職員の共通理解を図る。

- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を立ち上げる。
- ・ 関係児童、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

オ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)(文科省)、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた児童及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

別表1 松本市立四賀学校 いじめ未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

